

## わが国における政教分離判例の動向

百地 章  
(日本大学)

- 一 はじめに
- 二 最高裁判例の流れ
- 三 下級審判例の流れ
- 四 厳格分離説の問題点
- 一 はじめに

わが国で最初の本格的な政教分離裁判となった津地鎮祭訴訟事件の提訴以来、今年で丁度三十年、最高裁判決だけでなく五判決を数えるに到った。

この間、憲法の政教分離をめぐっては、判例および学説上、厳格分離説と限定分離説との間で厳しい対立がみられたが、少くとも最高裁では、昭和五二年の津地鎮祭訴訟判決および昭和六三年の殉職自衛官合祀訴訟判決において限定分離説が確立しており、平成四年の大阪地蔵像訴訟判決、平成五年の箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟判決および千葉県仏式町民葬訴訟判決<sup>1)</sup>は、このような最高裁の立場を再確認したものと考えられる。

他方、下級審では、添付資料（後掲）からも窺われるように、厳格分離説と限定分離説との間で振幅がみられる。とはいふものの、今日、判例の流れは限定分離説でほぼ固まりつつあるといつても過言ではなからう。すなわち昭和五十年代後半には厳格分離説に立った判例が続出したものの、昭和六十年代に入ると一転して限定分離説に立った合憲判決が相次ぐようになる。その後、平成になると、元年に愛媛県玉串料訴訟一審判決、三年には岩手靖国訴訟控訴審判決というように、再び厳格分離説に立った違憲判決も散見されるようになるが、他方では千葉県仏式町民衆訴訟控訴審判決をはじめとする限定分離説の流れも依然として続いており、判例の基本的流れは変っていない。そして平成四年の秋以降に出された判決は、大阪即位の礼・大嘗祭訴訟判決を除き、すべて限定分離説に立脚したもののばかりであり、下級審においても、最高裁と同様、限定分離説がほぼ定着したのではないかと思われる。そこで、右に述べた判例の流れを更に詳しく分析し、この分析を通して厳格分離説がもはや十分説得力のある、客観的、合理的根拠を有しえない所以を明らかにすることにした。

報告者は、先に右判例の流れを分析し、公刊する機会を得たが、本報告では、右の分析を踏まえつつ、その後出されたいくつかの判例も分析の対象とし、わが国における判例の動向（後掲年表参照）を概観することとする。

## 二、最高裁判例の流れ

### (一) 津地鎮祭訴訟判決

憲法の定める政教分離について、最高裁大法廷は昭和五二年七月十三日、初めてその見解を明らかにした。それによれば、

①政教分離規定はいわゆる制度的保障であつて、信教の自由そのものとは異なること(換言すれば、政教分離は信教の自由を確保するためのいわば「手段」ということになる)。

②憲法は国家と宗教の完全な分離を理想としているが、現実の国家制度としては、それぞれの国の社会的、文化的諸条件に照らして、国家と宗教とのある程度のかかわり合いは認めざるを得ない。それゆえ、憲法の政教分離は国家と宗教とのかかわり合いを一切禁止するものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらず行為の「目的」および「効果」にかんがみ、そのかかわり合いが相当とされる限度を超える場合に初めて禁止されることになる。

③具体的には、憲法二〇条三項の禁止する「宗教的活動」とは、当該行為の「目的」が宗教的意義をもち、その「効果」が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉となるような行為を指す(いわゆる「目的効果基準」)。

④そこで考えるに、本件起工式(神道式地鎮祭)は、宗教とのかかわり合いをもつものであることは否定しえないが、その「目的」は建築着工に際し土地の平安堅固、工事の無事安全を願うという世俗的なものであり、その「効果」も神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないから、憲法の禁止する宗教的活動には当たらない。

又、本件起工式の挙式費用の支出も、起工式の目的、効果および支出金の性質、額等から考えると、憲法八九条に違反するものとはいえない。

この判決は、最高裁が限定分離説に立ち、その判断基準として「目的効果基準」を採用することを明らかにした画期的なものであるが、そのポイントは以下の諸点にあると思われる。

すなわち、第一点は、判決が起工式の「二面的性格」に着目し、当該行為が憲法の政教分離に違反するかどうかは「当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく」、一般人の宗教的評価、当該行為者の意図、目的、一般人

に与える効果、影響等を考慮し、「社会通念に従って」客観的に判断しなければならないとしている点である。つまり判決も認めるように、主宰者である神職の側からすれば、起工式は宗教的信仰心に基づいて執行されたものであり、外形的にも起工式が宗教的儀式であることは否定できない。しかし一般人および主催者である市長らの意識に立ち、社会通念に従って判断するならば、起工式はあくまで世俗的行為であり、さしたる宗教的意義は認められないとしたわけであって、最高裁判例はこの後者の側からの評価を問題としているわけである。

第二点は、最高裁判決にいわゆる目的効果基準において、決定的意味をもつのは「効果」基準であるということである。つまり、仮にある種の国家行為の「目的」が宗教的意義を持つ場合であっても、その「効果」が特定宗教の援助、助長、促進又は圧迫、干渉にならなければ構わないということである。というのは、最高裁自身が合憲とした受刑者に対する教誨活動についていえば、受刑者の希望に応じて行われる場合、これは特定宗教の布教とみることも可能であり、少なくとも宗教的意義は否定できないからである。それゆえ、最高裁判決のいう「目的効果基準」は、「目的」および「効果」の二条件を充たした時初めて政教分離違反とするものであって、「目的」「主要な効果」および「過度のかわり合い」の三基準のうち一つでもクリアできなければ違憲とするアメリカのレモン・テストとは明らかに異なる。

## (二) 殉職自衛官合祀訴訟判決

その後、最高裁は殉職自衛官合祀訴訟判決においても、右の「目的効果基準」を採用した。この裁判で直接問題とされたのは、原告の主張する「宗教的人格権」なるものが法的権利として認められるかどうかということであったが、もう一つの争点は、山口県隊友会が護国神社に対して殉職自衛官の合祀申請を行った際、国（自衛隊山口地

方連絡部)が協力した行為が憲法の禁止する「宗教的活動」に当るかどうかということであった。この点につき判決は、合祀申請そのものはあくまで隊友会の単独行為であり、国は事務的な協力を行っただけであって、その行為も「宗教とのかかわり合いは間接的であり、その意図、目的も、合祀実現により自衛隊員の社会的地位の向上と士気の高揚を図ることにあった」から「宗教的意識も希薄」であること、又、「効果」という点でも、特定宗教を「援助、助長、促進し、又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるような効果をもつもの」と一般人から評価される行為とは認め難い」とし、「宗教的活動」には当たらないとした。

つまり最高裁は、先の津地鎮祭訴訟判決で採用した目的効果基準をそのまま採用したわけであって、これら両判決によって、限定分離説に立つ最高裁の立場は確立したものとみることができよう。この点、論者によっては、両判決の間に微妙な変化が生じていることを指摘する見解もみられるが、果たして妥当であろうか。例えば、愛媛県玉串料訴訟における原告側の上告理由書は、殉職自衛官合祀訴訟最高裁判決において、「効果」審査に当り、①「国家と宗教とのかかわり合いが間接的かどうか」、②当該行為が「一般人の(特定宗教への)宗教的関心を呼び起こすか」どうか、の二点が新たに付加されたものとみており、その当否が問題になる。

確かに、殉職自衛官合祀訴訟判決では、最高裁が右の二点についても判断を加えていることは間違いない。しかし同判決も、判断の「基準」としては津地鎮祭訴訟判決の指示するところをそのまま引用しているだけであって、右二点の判断はあくまで同基準を「適用」するに当って新しく付加されたにとどまる。それゆえ、最高裁が政教分離についての審査基準自体を変更したとみるのは性急にすぎよう。事実、宗教とのかかわり合いが直接的か間接的かという点は、当の最高裁自身が「外形的側面」とらわれるべきでないとして退けたいわば「形式」にかかわるものであって、基準とされるべきはあくまで「社会通念」でなければならない。なぜなら、地鎮祭訴訟のケースで

は、市が地鎮祭そのものを主催し、直接、宗教的儀式にかかわっているわけであって、もし宗教とのかかわり合いが直接的であってはならないということになれば、地鎮祭を宗教的活動に当らないとした判決の立場と矛盾することになるからである。また当該行為が「特定宗教への関心を呼び起こす」かどうかという点も、基準とするには曖昧すぎる。もしこのような基準が採用されたならば、最高裁によって問題なしとされた神道式地鎮祭や神式あるいは仏式の戦没者慰霊祭にしても、ひとたびマスコミ等によって取り上げられ、問題化し、あるいは訴訟が提起されたときには、当該宗教への関心を呼び起こすものとして違憲とされなければならないことになる。

最高裁における政教分離の審査基準に変更がないことは、津地鎮祭訴訟の判決の基準をそのまま採用した平成四年の大阪地裁像訴訟最高裁判決、平成五年の箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟最高裁判決および千葉県仏式町民葬訴訟最高裁判決に照らしても明らかであり、これら両判決によって、限定分離説を採用する最高裁の立場は再確認されたものと考えられる。

### (三) 箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟判決

平成四年以降に出された最高裁判決のうち、特に注目すべきは、箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟判決であろう。

この裁判の憲法上の争点は、①忠魂碑が宗教施設に該当するかどうか、②本件忠魂碑の移設、再建が憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動にあたるかどうか、③憲法八九条にいう「宗教上の組織、団体」の意味と、遺族会が「宗教上の組織、団体」に該当するか否か、および④市教育長の慰霊祭参列の合憲性であった。

これらの点につき、最高裁は次のように判示している。先ず、忠魂碑の性格であるが、「本件忠魂碑と神道等の特定の宗教とのかかわりは、少くとも戦後においては希薄であり、本件忠魂碑を靖国神社又は護国神社の分身（い

わゆる「村の靖国」とみることにはできない。」次に本件忠魂碑の移設、再建の「目的」は「小学校の校舎の建替え等のため」公有地上に存する施設を他の場所に移設、再建しただけであつて、専ら世俗的なものと認められ、その「効果」も「特定の宗教を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められない。」

さらに学説上議論のあつた憲法二〇条、八九条の「宗教上の組織、団体」については、「特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体を指すものと解するのが相当である」と判示、遺族会は「宗教上の組織、団体」には該当しないと見て、上告人の主張を退けた。

これらの判断は、報告者が一審判決を詳細に批判した別稿<sup>(4)</sup>で述べたところと同じであり、妥当である。とりわけ注目すべき点は、最高裁が、憲法八九条を非宗教的組織、団体による「宗教的事業、活動」への財政援助まで禁じた規定とみる一審判決の立場を却けた点である。一審判決以来、学説の中には、これを支持する説も散見されるようになったが、「宗教上の組織、団体」を右のように拡大して解釈する立場は、憲法八九条の文言、成立過程、英文訳、さらには政教分離の理解の仕方からしても疑義がある。その意味でも、本判決は注目すべきと思われる。<sup>(5)</sup>

最後に、本判決は、市教育長の慰霊祭参列につき、「参列は、地元において重要な公職にある者の社会的儀礼として参列したものである」とあり、「目的」は「地元の戦没者の慰霊、追悼のための宗教的行事に際し、戦没者遺族に対する社会的儀礼を尽くす」という専ら世俗的なものである」とあり、その「効果」も「特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為とは認められない」と判示した。これによって、大嘗祭関連儀式への知事らの参列についても、合憲性判断の指針が示されることになったのではないかと理解される。

### 三 下級審判例の流れ

## (一) 昭和五十年代後半の判例

最高裁で目的効果基準が示された後も、昭和五十年代後半には、下級審において厳格分離説に立った判決が相次いで出された。その代表的な例は箕面忠魂碑訴訟一番判決である。同判決の特徴としては

①形式的には最高裁の示した「目的効果基準」を採用しつつ、アメリカのレモン・テストに倣って「目的」および「効果」の他に、国家と宗教との「過度のかわり」の有無をも問題にし、いわば目的効果基準を厳格に適用することによって違憲の結論を導き出していること、

②「宗教」の概念を広く定義し、問題となった忠魂碑まで「宗教施設」と認定していること、

③憲法八九条を拡大解釈し、遺族会に対する公金支出まで違憲としていること、

をあげることができる。

このうち第一点についていえば、最高裁は「過度のかわり」を独立した審査基準としては採用しておらず、あくまで「目的」および「効果」のみを問題としているにすぎない。そして「目的」および「効果」から判断して、国家と宗教とのかわり合いが「相当とされる限度」を超えるとき初めて違憲としているわけである。それゆえ、「過度のかわり」を直接問題とした右判決は、明らかに最高裁判決から逸脱するものといえよう。

第二に、政教分離解釈において「宗教」の概念を広く定義する手法であるが、これも疑問である。なぜなら、日本国憲法にいわゆる「政教分離」とは「国家と教会（宗教団体）の分離」を意味し、国が特定の宗教団体と結合することを禁止しようとするにとどまるからである。それゆえ、「国家と宗教の分離」とは異なり、国家生活から一切の宗教的色彩を払拭しようとするものでは決していないから、宗教の範囲についても、当然、「特定の宗教」というように限定的に解すれば足りる。

最後に憲法八九条の解釈として、信仰を目的とする「宗教上の組織、団体」に対する財政援助のみならず、信仰を本来の目的とはしない「非宗教的な組織、団体の行う宗教的事業、活動」に対する援助まで禁止したものと拡大解釈する右判決の立場は、すでに述べたように、「宗教上の組織、団体」の語義および憲法八九条の成立過程からしても、又政教分離の解釈としても妥当性を欠いている。またこのような拡大解釈は、その後、同訴訟控訴審判決および先の最高裁判決、さらに大阪地裁像訴訟一、二審判決および最高裁判決によって繰り返し否定されており、この問題は判例上すでに決着をみたものと解してよからう。

## (二) 昭和六十年代の判例

昭和六十年代に入ると、下級審判決の立場は一転する。昭和六一年の大阪地裁像訴訟一審判決を嚆矢として、その後、岩手靖国訴訟一審判決、箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟控訴審判決、さらには箕面遺族会補助金訴訟一審判決と限定分離説に立った合憲判決が続く。これらは、いずれも最高裁の「目的効果基準」に忠実に従ったものであり、先に述べた「過度のかかわり」基準や憲法八九条の拡大解釈は全て却けられている。

更にもう一点、これらの判決に共通する特徴をあげると、忠魂碑やいわゆる「国家神道」の評価に当っては、戦前と戦後を区別し、あくまで戦後ないし現在の時点での評価を重視していることである。つまり、箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟控訴審判決および箕面遺族会補助金訴訟一審判決は、いずれも敗戦後の神道指令とその後の神祇院官制の廃止等の法改正によって、いわゆる「国家神道」は解体せしめられ消滅した、との認識に立って忠魂碑や忠魂碑前での慰霊祭等の意義を評価しているわけである。このような歴史認識および歴史評価の方法は基本的には妥当というべく、平成四年の愛媛県玉串料訴訟控訴審判決や、平成五年の箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟最高裁判決でも同様の

姿勢が窺われる。

(三) 平成元年以降の判例

①ところが、平成に入ると再び厳格分離説に立つ違憲判決が散見されるようになる。その代表的な例は、平成元年の愛媛県玉串料訴訟一審判決であるといえよう。

同判決は、問題となった玉串料等の支出につき、次のような判示をした。すなわちその「目的」については、「支出者側の主観的意図としては、愛媛県出身の戦没者に対する慰霊とその遺族に対する慰藉を目的として行われたものと認められる」ものの、本件支出は「一宗教団体である靖国神社の祭神そのものに対して畏敬崇拜の念を表するという一面がどうしても含まれてざるを得ない」から、「本件玉串料等の支出の目的が宗教的意義をもつことを否定することはできない。」又、「効果」という点では、玉串料の支出は愛媛県と靖国神社との間に「特別の結びつき」を生じさせ、一般人に対しても靖国神社は特別のものであるとの「印象」を生じさせる「おそれ」があり、同神社の祭神に対し畏敬崇拜の念を持つよう強制する「可能性」もあることから、「本件玉串料等の支出は、愛媛県と靖国神社との結びつき、関する象徴としての役割を果たしている」と見ることができるとしている。したがって、本件玉串料等の支出は、経済的な面から見ると、靖国神社の宗教活動を援助、助長、促進するものとまではいえなくとも、精神的側面から見ると、右の象徴的な役割の結果として靖国神社の宗教活動を援助、助長、促進する効果を有するものといえることができる」(傍点、引用者)と。

従来の「過度のかかわり論」に代わり、ここで新たに登場した厳格分離解釈のいわば「切り札」ともいうべき理論が、右の「象徴的結合」論であった。又、「目的」の判断に際して、支出者側の「主観的意図」と「(客観的)

目的」とを区別したり、あるいは「効果」につき、「印象」や「おそれ」ないしは「可能性」といった曖昧で非現実的な効果まで問題にするといった手法も、従来の判例にはみられない特色であるといえる。そしてこの判決の論理をほぼそのまま踏襲し、首相らの靖国神社公式参拝や玉串料への公金支出を違憲と断じたのが、平成三年の岩手靖国訴訟控訴審判決であった。

②これらの判決に対する詳細な批判はすでに別稿で論じたところであるが、簡単にまとめるならば、次のとおりである。

第一に、「目的」の認定方法であるが、「主観的意図」と「客観的目的」とを区別するような手法を、最高裁判決は採用していない。また、両判決は、県当局者らの「意図、目的」をあくまで「主観的意図」にすぎないとして簡単に却け、最高裁判決の示す「一般人の評価」には何ら言及しないまま、原告ら一部住民と裁判官のそれこそ「主観的评价」をもって「客観的目的」と断定しているわけであるが、これは明らかに妥当性を欠くものといえよう。又、仮にこのような論法が許されるならば、最高裁によって「世俗的なもの」であり合憲とされたはずの神道式地鎮祭でさえ、「宗教的意義」をもつことになってしまう。というのは、津市長らの「主観的意図、目的」においては土地の平安堅固、工事の無事安全を祈るといった世俗的目的で行われたとしても、「客観的」に観察するならば、宗教法人大市神社の宮司ら神職が「降神の儀」を行った上で、その「神」に対して市長らが玉串を奉奠するものであり、「神」に対する畏敬崇拜の念の表明といった一面がどうしても含まれてこざるを得ないから、地鎮祭の「客観的目的」が宗教的意義を持つことは否定できない、という結論になるからである。しかしながら、このような「目的」の認定方法は、最高裁判決の立場を真つ向から否定するものといわなければなるまい。

最高裁判決は、先に述べたように、地鎮祭の「二面的性格」に着目し、神道式地鎮祭は主宰者である神職の側か

らすれば、宗教的意義をもち、「外形的」にも宗教的儀式であることは否定できないとしつつ、「一般人」および主催者である市長らの「意図、目的」等を考慮し「社会通念に従って」判断するならば、世俗的なものであり、さしたる宗教的意義は認められないとして、あくまで後者の側からの評価を問題としたわけであった。それゆえ、「玉串料」をもって祭神に対する畏敬崇拜の意すなわち「信仰」の表明としたり、公式参拝をもって靖国神社の祭神に対する「信仰」の表明とみる両判決は、最高裁判決が排斥したはずの「外形的側面」のみにとらわれ、この「二面的性格」の意味を正當に理解しないものであって、到底支持することはできない。

第二に、「効果」判断において、「印象」や「おそれ」あるいは「可能性」といった曖昧で非現実的な効果まで問題にする手法も、最高裁判決は採用していない。最高裁判決にいう「効果」とは、あくまで「現実的効果」であつて、「おそれ」とか「可能性」といったポテンシャルな効果までは含まれないと解されるからである。又、「精神的援助」なるものも、別稿で論じたように、曖昧で、違憲判断の基準とはなりえないものであるし、最高裁判決もこのような「効果」までは問題にしていない。それゆえ、愛媛県玉串料訴訟一審判決にいわゆる「精神的援助」なるものは、「効果」判断に当って採用することはできないと思われる。

第三に、「過度のかかわり」論に代わる厳格分離解釈のいわば「切り札」ともいふべき「象徴的結合」論であるが、この理論も基準とするにはあまりにも曖昧、不明確すぎる。のみならず、愛媛県玉串料訴訟一審判決が参考にしたと思われるアメリカのボール事件判決<sup>(8)</sup>に照らしても、本件の玉串料等の支出について「象徴的結合」の理論を適用し、違憲と断定するには相当無理があると思われる。詳細な批判は別稿で述べたとおりであるが、そもそも「象徴」の意味からしても、愛媛県と靖国神社との間には僅かな額の玉串料等の支出以外には何ら結びつきの実体など存在しないのであって、玉串料等がそのありもしない結びつきを「象徴」するなどということは全く意味を

なさない。又、アメリカの判例を参考とするにしても、本件玉串料訴訟のような、財政援助でも何でもない、単なる儀礼的な公金支出のケースに、財政援助の典型的な例と考えられるポール事件判決の論理を適用するのは、妥当性を欠くと思われる。さらに、ポール事件判決の論理を適用するとしても、「象徴的結合」の理論そのものが曖昧であり、違憲判断の基準とするに相応しいとはいえない。そのこともあつてか、アメリカでもこの理論に対しては批判があつたし、この「象徴的結合」の理論を採用した当の連邦最高裁が、同日、ほぼ同じようなケースが問題となつたアギュイラー事件に対しては、同様に違憲判決を下しておきながら、「象徴的結合」の理論は採用していない。又、その後の判例でも、この理論は採用されていないのではないかと思われる。

加えて、ポール事件では、州と宗教学校の象徴的結合による宗教的支援の危険以外に、宗教を伝道したり、宗教的活動を実質的に援助したりして宗教を促進するという「実質的な危険」ないし危険の可能性が存した。ところが右訴訟では、玉串料等の支出が県と靖国神社の結合の「象徴」であり、精神的援助に当たるというのみで、ポール事件判決で示されたような「実質的危険」の明確な指摘はなされていない。従つて、ポール事件判決を援用するにしても、きわめて曖昧な「象徴的結合」の理論だけでもつて、僅かばかり(一回五千円から一万円、年間三万七千円)の儀礼的な玉串料等の支出を違憲と断ずるのは無理があると思われる。

このように、厳格分離解釈の切り札と目された「象徴的結合」の理論は、それ自身様々な問題点を孕んでいる上、玉串料支出等のケースに適用して違憲とするには、あまりにも疑問が多い。そのためか、愛媛県玉串料訴訟一審判決以後、全国各地の政教分離訴訟において原告住民等が「象徴的結合」の理論を用い始めたにもかかわらず、拙稿による批判の後で下された岩手靖国訴訟控訴審判決では、この「象徴的結合」の理論は採用されていない。又、大阪地裁像訴訟でも、原告側の上告理由の中では「象徴的結合」の理論が用いられているにもかかわらず、最高裁判

決はこれを「独自の見解に立つて原判決を非難するもの(すぎ)ない」として却けており、注目に値すると思われる。

なお、右の岩手靖国訴訟控訴審判決が靖国神社公式参拝および玉串料支出をもって違憲と断じたのは、いわゆる「傍論」の中であつた。しかも判決は「主文」で被告勝訴としつつ、「傍論」の中で被告側の主張を全面的に否定するという「ねじれ判決」であつた。そのため、原告らが上告しない限り、勝訴した被告側としては憲法判断に不満があつても上告審で争う道はなく、事実、「上告封じ」<sup>(10)</sup>にあつたことになつたわけであるが、同様の手法は、翌平成四年の大阪靖国訴訟控訴審判決でも用いられることになつた。しかしながら、このような「上告封じ」の手法が万一直常手段と化すようなことでもあれば、最高裁をもって憲法判断を行う終審裁判所とするわが国の違憲審査制の根幹を揺るがすことにもなりかねない。このような批判もあつてか、平成五年の播磨靖国訴訟控訴審判決では、憲法判断は回避され、「ねじれ判決」といった奇妙な手法は影をひそめることになつた。ちなみに、大阪靖国訴訟控訴審判決では、靖国神社公式参拝に対しても、単に「違憲の疑い」があるというだけであり、しかも違憲の疑いありとするに足るだけの根拠らしい根拠は示されていない状況であつて、違憲論の側の後退は否めないと思われる。

③他方、平成二年の千葉県仏式町民葬訴訟控訴審判決をはじめとする限定分離説の流れは、平成に入つてからも依然として続いており、判決数からいつても、合憲判決の方が主流とみてよからう。しかも合憲判決の中には高裁判決も多く、千葉県仏式町民葬訴訟判決の外に、平成三年の大阪地蔵像訴訟判決、平成四年の愛媛県玉串料訴訟判決および長崎忠魂碑訴訟判決がいずれも高裁判決であつたことは、特に注目に値する。のみならず、平成四年秋以降は、平成七年の大阪即位の礼・大嘗祭訴訟控訴審判決(但し傍論)を除き、すべて合憲判決ばかりであり、下級審においても、最高裁と同様、限定分離説がほぼ定着したのではないかと思われる。その理由としては、欧米に起

源を有する厳格な「政教分離」そのものが、わが国の宗教的風土には合わないのではないかといった本質的なものから、厳格分離説の考えがややもすれば一方的にすぎ、非現実的で矛盾を孕んでいることなど、様々な理由が考えられよう。

しかしいずれにせよ、厳格分離解釈の方法として登場した「過度のかかわり」論や、「宗教」の概念を広く定義する方法、さらには憲法八九条の拡大解釈などが、いずれも最高裁判決の示す「目的効果基準」から逸脱しているほか、理論的にも色々無理があったこと、又、その後、右の厳格分離解釈に代わる「切り札」として登場したはずの「象徴的結合」の理論にしても、やはり種々の問題を含んでいたことが、下級審における違憲論の後退の、直接の理由となっていないかと推測される。

④最後に、平成五年以降に下された下級審判決のうち、注目すべき三つの判例に言及しておこう。

先ず、滋賀県新穀献納行事訴訟<sup>(12)</sup>であるが、大津地裁は、平成五年十月二十五日、一連の新穀献納行事への公金支出は、憲法の政教分離に違反しないと、原告側の主張を全面的に却ける判決を下した。

問題とされたのは、宮中の新嘗祭に米や粟を献上するため滋賀県下で行われた一連の新穀献納行事につき、その費用として、昭和六十年度に、滋賀県が奉耕主(新穀献納者)二人に対して計六十万円、同県近江八幡市が同市新穀献納奉賛会に対して四八八万円の公金を支出したことである。この公金支出が憲法の政教分離に違反するとして、原告住民らは昭和六一年四月七日、当時の滋賀県知事らを相手に、六十万円の公金の返還を求める住民訴訟を、又当時の近江八幡市長らを相手に四八八万円の公金の返還を求める住民訴訟を大津地裁に提起した。

これにつき、判決は次のように述べている。先ず、本件新穀献納行事の性格であるが、

「一連の本件新穀献納行事のうち、奉告祭、早乙女等選任式、米小祭(地鎮祭、播種祭)、粟小中祭(地鎮祭、

播種祭)、米大祭(御田植祭)、粟大祭(拔穂祭)及び米中祭(拔穂祭)は、神官が主宰する神道の式次第により挙行された神事が中心をなしていることが認められるが、これらは、我が国では、古くから行われてきた豊作を願ひ、又は収穫を祝い感謝する祭が神社における祭礼として民間の習俗と深くかかわつて存続してきていることから、新嘗祭へ献納する新穀の生産、収穫に際しても、その節々に、地元の神社の神官により、これらのような神社祭式に準じた神式の祭礼が行われているものであつて、「特に戦後においては、一連の本件新穀献納行事は、この献穀の機会をとらえて豊作物の収穫の喜びと農業への理解と情操を育み、農業のますますの発展を願う農業振興のために行われているものであるといえ、原告ら主張のように、一連の本件新穀献納行事すべてが宗教行事であるとはいえない。」

次に、奉賛会の宗教団体性であるが、

「本件奉賛会の本来の目的として、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行おうとするものといえない。」「したがつて、本件奉賛会は、憲法二〇条一項後段にいう「宗教団体」、憲法八九条にいう「宗教上の組織若しくは団体」に該当しない。」

更に補助金支出について、判決は、

「各補助金の支出(の目的)は、いずれも農業振興のために行われたものであつて、専ら世俗的なものと認められ、その効果として特定の宗教を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉等を加えるものとは認められず、したがつて、滋賀県及び近江八幡市の各補助金の支出は、いずれもそのかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものとも認められない。よつて、滋賀県及び近江八幡市の本件新穀献納行事に関する各補助金の支出行為は、憲法二〇条三項、同法八九条前段に違反しない。」

と判示している。

本判決は、津地鎮祭訴訟判決を初めとする一連の最高裁判決を忠実に踏まえたきわめて妥当なものといえよう。判決は、一連の新穀献納行事を「農業振興のため」に行われているものとして、被告側の主張を全面的に採用し、本件行事のすべてを「宗教的行事」であるとすると原告側の主張を却けた。

新穀献納行事に対する判決のこのような評価は、歴史的事実に照らしてもきわめて妥当といえよう。大原康男教授の「新嘗祭献穀の意義と歴史」<sup>(13)</sup>によれば、一連の献穀行事が農業振興を目的とすることは明らかであり、原告からも、これを否定する史料は提出されていない。

又、奉賛会の宗教団体性についても、判決は被告側の主張を全面的に採用し、奉賛会及び奉耕主の宗教団体性を否認した。因みに、本判決は、憲法二〇条、八九条にいわゆる「宗教団体」とは「特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体」を指すとしているが、これは先の箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟最高裁判決の立場を踏まえたものである。

更に、新穀献納行事への県および市の関与と補助金支出についても、判決は津地鎮祭訴訟最高裁判決を忠実に踏まえ、新穀献納行事への県および市の関与ならびに公金支出の「目的」は「農業振興」のためという「専ら世俗的なもの」であって、その「効果」も「特定の宗教を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるもの」とは認められ「ない」と認定した。これもきわめて妥当な判断といえよう。

但し、被告側の最終準備書面でも指摘しているように、地鎮祭訴訟のケースと本件とでは性質が異なる点に留意すべきであろう。すなわち、先ず、神式行事の主催という点については、地鎮祭訴訟では「津市」という地方公共団体が地鎮祭を主催したのに対して、本件ではあくまで民間団体である「奉賛会」が御田植祭等を主催した

にとどまる。又、公金の支出についても、前者では市が主宰者である「神職」に直接公金を支出したのに対して、本件では県および市はそれぞれ「奉耕主」および非宗教団体である「奉賛会」に公金を支出しただけであり、「神職」への支出はあくまで「奉賛会」によるものである。従って、献納行事における県および市と宗教儀式とのかわり合いの程度は、地鎮祭の場合より少ないわけであるから、地鎮祭のケースでさえ宗教的活動には当たらないとされた以上、本件が宗教的活動に当たらないのは当然といえよう。

⑤次に、大分県「主基斎田抜穂の儀」参列訴訟一審判決<sup>(14)</sup>であるが、本件は周知のように、平成二年十月、大分県玖珠町で行われた「主基斎田抜穂の儀」に、平松知事ら県幹部三人が参列したことにつき、政教分離違反であるとして、不当利得返還ないし損害賠償を求める住民訴訟が提起されたものである。

原告らは、被告知事らが斎田の斎竹と注連縄で囲まれた斎場の中に入り、掌典の執行する主基斎田抜穂の儀式の一部始終に参列し、祭壇に向って拝礼したことを問題としている。しかして大嘗祭が神道の儀式であることから、被告らの行為は「天皇に神性をもたせる神道儀式にその不可欠の構成員として参列、拝礼することにより天皇を頂点とした神道（宗教としての国家神道）を支援する目的で参列、拝礼したものである」とあり、神道を援助、助長、促進する効果を持つものであると主張した。

但し、原告らは、大嘗祭そのものの合憲性や大嘗祭への国の支援、公務員の関与の合憲性、更には本件抜穂の儀自体の合憲性については、なぜか直接の争点としていない。

これにつき、判決は、「主基斎田抜穂の儀」の意義、内容および形式からして、被告らの参列が宗教とかわり合いをもつものであることは否定できないとした上、次のように述べている。

「しかしながら、(略) a 天皇は、日本国憲法上、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴と定められてお

り、一般的かつ大多数の国民はそうように考えていること、b大嘗祭は皇位継承に不可欠ではないにせよ、皇位継承に必要かつ重要な儀式の一つで、一世に一度の儀式であり、主基齋田拔穂の儀は大嘗祭の関係儀式として同様に天皇の皇位継承に必要かつ重要な儀式の一つであり、今回の大嘗祭は、全体としてみれば皇室の伝統に基づくものといえることができること、c石大嘗祭は、神社神道の祭祀と同性質の宗教儀礼とはいえないし、また、特定の宗教、宗派の教義、信仰の普及及拡大を目的とするものでも、既に消滅した国家神道の基盤であった思想・観念と結びつくものでもないこと、d被告らの参列は、主基齋田拔穂の儀の挙行地において重要な公職にある者の社会的儀礼として、新天皇が主宰する皇室の私的行事に際し、新天皇への祝意を表す目的で行われたものであること、e被告らは、主基齋田拔穂の儀に参列し、拝礼をしたにとどまり、主基齋田拔穂の儀の進行等につき積極的なかわり合いをもっていないことが認められる。」(傍点、引用者。以下同じ)

「右の諸点にかんがみると、被告らの主基齋田拔穂の儀への参列は、その目的は、新天皇の皇位継承儀式の關係儀式に際し、新天皇に対し祝意を表するという、専ら世俗的なものであり、その効果も、新天皇に祝意を表する以上に、特定の宗教を援助、助長、促進又は圧迫、干渉を加えるものとは認められない」から、「憲法二〇条三項により禁止される宗教的活動には当たらない」と。

判決は、「拔穂の儀」を「宗教的儀式」であると認定した上で、知事らの参列を合憲と判断しており、この点、注目すべきであろう。というのは、津地鎮祭訴訟において、最高裁は神道式地鎮祭が主宰者である神職にとつて宗教的儀式であることは当然としつつも、一般人や主催者である市長ら関係者の意識からすれば、宗教的意義は希薄であり、世俗的行事であるとして、その意味での宗教性は否定していたからである。

⑥このように、平成四年秋以降、合憲判決が続く中で、本年(平成七年)三月、大阪高裁は、大阪即位の礼・大

嘗祭訴訟において、違憲の疑いありとする判決を下した。

本訴訟は、周知のように、即位の礼・大嘗祭の諸儀式、諸行事がいずれも神道儀式であり、憲法の政教分離原則および国民主権原理に違反するものであるとした原告らが、「納税者基本権」なるものに基づいて、(一)本件諸儀式、諸行事への国費支出の差止めと、(二)本件諸儀式、諸行事の違憲確認を求めると共に、(三)右諸儀式、諸行事によって被った精神的苦痛に対する損害賠償を求めて出訴したものである。

判決は、(一)国費支出の差止め請求と、(二)違憲確認請求については、一審判決と同様、不適法であると簡単にこれを却下しておきながら、(三)損害賠償請求については、「大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白であり、これを公的な皇室行事として宮廷費をもって執行したことは、「津地鎮祭訴訟最高裁判決が示した」目的効果基準に照らしても、少なくとも国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかとの疑義は一概には否定できない」(傍点引用者)とし、即位の礼についても、国民主権の趣旨に相応しくない点が存するとした。そしてその上で本件諸儀式・諸行事が控訴人らの思想、良心を侵害したかどうかを判断、被控訴人(国)の行為は、控訴人らの権利を侵害する違法なものではないとし、本件損害賠償請求は失当であると棄却した。

この点、本判決が、国費支出の差止めおよび違憲確認請求をいずれも不適法であるとして却下し、又、損害賠償についてもこれを棄却したのは妥当である。しかし、判決本文と直接関係のない「傍論」部分において大嘗祭につき「違憲の疑い」ありと断定したこと、しかもなぜ違憲の疑いがあるのかについて何ら根拠も示していない点は、極めて問題である。

すなわち判決は、その宗教的性格をめぐって評価の分かれる大嘗祭につき、「神道」や「国家神道」の定義も示

さず、大嘗祭関係の諸儀式を列挙しただけで「大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白」であると決めつけた上、その「目的」および「効果」についても、具体的判断や根拠は一切示さないまま、大嘗祭の執行をもつて「国家神道に対する助長、促進」に当ると断定した。この「国家神道に対する助長、促進」なる文言は、裁判所が認定した「当事者の主張」にも現われてこないものである。しかも判決(原本)の肝腎な部分は行数にして僅か五行の「結論」だけであり、「理由」は見当らない。これではなぜ大嘗祭につき、「違憲の疑いは一概に否定できない」のか皆目分らないことになろう。

又、判決のこの「憲法判断」の部分は、主文と直接関係のない「傍論」に当るものであつて、正当な理由もなくこのような「傍論」を付することは、「必要性の原則」に反することになる。即ち、現行憲法の採用する違憲審査制は、前提的、付随的違憲審査制であり、事件の解決にとつて必要な場合以外は憲法判断をしないというものであつて、このような「憲法判断回避の原則」はわが国でも広く支持されているところである。従つて、憲法判断を回避すべきケースであるにもかかわらず敢えて憲法判断をする場合は、十分な理由を明らかにすべきであり、特に下級審においては、「傍論」における憲法判断は、その判断が最終となるような形で行うことは許され<sup>(16)</sup>ない、といった有力な見解さえみられる。

とすれば、本件損害賠償請求において、判決は「被控訴人(国)の本件行為それ自体は、直接的には控訴人らに向けられたものではなく、(略)控訴人らに何らの具体的義務や負担を課すものでもなく、本件行為が控訴人らの思想等の形成、維持に具体的且つ直接に影響を与えたとは解せられない」から「被控訴人の本件行為が、控訴人らの思想・良心の自由、信教の自由を侵害したと評価することはできない」とし、「控訴人らの本件損害賠償請求はその余について検討するまでもなく失当である」とまで述べている以上、本件において、憲法判断は全く不要では

(二) 厳格分離説からの批判に対して

①次に、厳格分離説から、新たに批判的となっているのが「社会的儀礼論」である。例えば、先の鹿児島大嘗祭訴訟一審判決と大分県「基督教田抜穂の儀」参列訴訟一審判決は双方共、この社会的儀礼論を採用し、それぞれ次のように判示している。

先ず前者では、知事の悠紀殿供饌の儀への参列は、「日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴とされ、国の要職にある天皇の皇位継承儀式に儀礼を尽くし、祝意を表す目的のためであつて、その目的において宗教的意義はなく」、効果という点でも、知事の参列は、「天皇の皇位継承儀式に儀礼をつくし、新天皇への祝意を表するという効果を持つことは当然として、それ以上に、悠紀殿供饌の儀の宗教的側面に対し、援助、助長、促進し、他の宗教を圧迫する等の効果をもつ行為であるとは認められない」とした。つまり、「目的」と「効果」の両者共、社会的儀礼論によってクリアしたわけである。

又、後者では、「被告らの参列は、基督教田抜穂の儀の挙行地において重要な公職にある者の社会的儀礼として、新天皇が主宰する皇室の私的行事に際し、新天皇への祝意を表す目的で行われたものであること」、そしてその「効果も、新天皇に祝意を表する以上に、特定の宗教を援助、助長、促進又は圧迫、干渉を加えるものとは認められない」として、「目的」判断にやや比重を置いた形で社会的儀礼論を採用した。

これに対し原告側は、「社会的儀礼」かどうかということ、宗教的意義の有無は別次元の問題であるとの立場から、社会的儀礼に当るからといって、直ちに宗教的意義まで否定されることにはならないと批判している。

この点、一般論としていえば、確かに原告側の主張する如く、「社会的儀礼」と「宗教的行為」は必ずしも対立概念とはいえず、ある行為が一方では社会的儀礼として、他方では宗教的行為と評価される場合がありうることは

否定できない。

しかしながら、この間の事情は、すでに津地鎮祭訴訟最高裁判決の論理からも窺えるところである。というのは、最高裁は地鎮祭の「二面性」に着目し、神道式地鎮祭は、一方の、主宰者である神職の側からすれば、宗教的意義をもち、「外形的」にも「宗教的儀式」であることは否定できないとしつつ、他方では、「一般人」の宗教的評価、主催者である市長らの意図、目的等を考慮し、「社会通念」に従って判断するならば、建築着工に際しての、慣習化した「社会的儀式」としての世俗的行事にとどまるとしているからである。

しかして最高裁は、当該行為の「目的」が宗教的意義をもつかどうかを判断するに当たっては、その主宰者が宗教家であるかどうかといった「外形的側面」のみにとらわれることなく、一般人の宗教的評価、当該行為者の意図、目的、一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、「社会通念」に従って客観的に判断しなければならぬと判示した上、一般人およびこれを主催した市長以下の関係者の意識においては、これを世俗的行事と評価し、これにさしたる宗教的意義を認めなかったと判断した。従ってここで重要なのは、一般人の宗教的評価や当該行為者の意図、目的であり、社会通念であつて、主宰者である神職の意識や外形的側面ではない。

とすれば、一方の、一般人や当該行為者の立場に立つて評価した場合、当該行為が「宗教的行為」であると同時に「社会的儀礼」であるなどということはありえないから、この点に関する限り「宗教的行為」と「社会的儀礼」とは対立する概念として存在することになる。

それゆえ、先の両判決が、知事らの参列はあくまで「社会的儀礼」として行われたものであるから、宗教的意義をもたないと判断したのは妥当であり、最高裁判決の論理を正しく踏まえたものと評価できよう。したがって、原告らの批判は失当である。

②「社会的儀礼論」と並んで、厳格分離説から新たに批判の対象とされているのが、いわゆる「国家神道消滅論」と言えよう

例えば、大分県「主基斎田抜穂の儀」参列訴訟の控訴審において、原告側は、原判決が「『社会的儀礼論』『国家神道消滅論』等の理屈を十分な根拠付けもなく持ち出して安直に合憲判断をしている」と批判している。

確かに大分地裁は、戦前のいわゆる「国家神道」をもって「天皇の神聖絶対性を主軸とする宗教と政治的イデオロギーの入り混じった思想・観念を基盤とするもの」とした上で、戦後、神道指令や神社関係法令の廃止によって「国家神道」が解体したこと、又、天皇のいわゆる「人間宣言」および「日本国憲法」により、「天皇の神性」は否定され、「現在では一般的かつ大多数の国民の意識としては、天皇の神聖を基礎として、天皇がすべての価値体系の根源であるとの意識は、もはや存在しなくなっている」ことから、「国家神道の基盤となった思想・観念（も）消滅した」としている。

このような「国家神道消滅論」、つまり国家神道をめぐる「戦前」と「戦後」の「切り離し論」は、すでに津地鎮祭訴訟最高裁判決に現われており、昭和六二年の箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟控訴審判決では、戦後、忠魂碑の性格が大きく変化し、専ら戦没者の慰霊・顕彰のための記念碑となったことを立証する上で重要な役割を果たした。

更に、この国家神道消滅論は、翌年の箕面遺族会補助金訴訟一審判決では、より本格的なものとなり、「国家神道」そのものを「実質的国家神道」と「制度的国家神道」とに分類した上、そのいづれとも、戦後解体し、消滅したものと解している。ちなみに、「実質的国家神道」とは「天皇の神聖絶対性を主軸とする、宗教と政治的イデオロギーの入り混じった思想・観念」を呼ぶとされている。

この国家神道消滅論に対し、厳格分離論者からは、「制度としての国家神道（『国家神道体制』）は、戦後改革に

よって一応解体されたものの、宗教としての国家神道までは消滅しておらず、それは今日もなお悔りがたい勢力によって担われており、様々な機会をとらえて公の宗教としての承認、国家からの保証、支援を要求しつつあることを認識しなければならない<sup>(18)</sup>などといった批判がなされているわけである。

これに対する本格的な反論は、いづれ機会を改めて行うつもりであるが、とりあえず感想めいたことを一言述べて、本報告を終えることにしよう。

それは「国家神道」の定義をめぐる問題である。この「国家神道」なるものは、かなり曖昧かつ不明確な概念であつて、右にあげたいいくつかの例からしても、様々な意味で用いられていることがわかる。この点、阪本是丸教授の『国家神道形成過程の研究』によれば、戦後の国家神道研究における通説的理解は、国家神道の基本的枠組を①神社制度、②宮中祭祀、そして③天皇制イデオロギーの三本柱を中心に構成するものであつたという。

その意味では、国家神道をもつて、「制度としての国家神道」だけでなく、思想、イデオロギーまで含めて理解する大分地裁判決の立場は、決して特異なものとはいえないであろう。

しかしながら、阪本教授も指摘しておられるように、ややもすれば国家神道なるものが恣意的に解釈され、「神道のみならずおよそ天皇や天皇制、あるいは国家主義、国粋主義に関係するイデオロギー」などまですべて「国家神道」に総括・包含してしまう危険性を孕んでいる。事実、先にあげたいいくつかの例を見ただけでも、「制度」から「宗教」さらに「思想・観念・イデオロギー」まで様々であつた。

とすれば、国家神道消滅論の是非を論ずる上で先ず必要なのは、「国家神道」の客観的かつ明確な定義でなければなるまい。この点、「国家神道」を語る上でどうしても避けることができないのは、昭和二十年の「神道指令」であること、しかしして神道指令では国家神道の明確な定義がなされていることから、この定義によるのが最も合理

的といえよう。つまり、国家神道とは、「政府ノ法令ニヨツテ教派神道トハ区別サレタ神道ノ一派」のことであり、明治三十三年、政府が内務省の杜事務局を廢して「神社局」を創設し、神社を「国家の宗祀」として一般諸宗教の行政と区別することになったその制度を指すとみるべきである。しかもこの点に関しては、何人も異存は存しないであらう。

しかしそれ以上に、近代天皇制イデオロギーなどまで含めて「国家神道」を考えることになれば、それこそその存否から始まって、評価に到るまで議論が紛糾することは、火を見るよりも明らかであり、かつ不毛である。そして何よりも疑問に思われるのは、このような思想、イデオロギーはもはや「政教分離」問題の射程外にあるはずだからである。つまり「政教分離」を考える上で問題となるのはあくまで「特定の宗教」つまり「特定の宗教団体」でなければならぬ。このことは、憲法の政教分離を考える際、常に祖上に載せられてきたのが「神道指令」であり、その神道指令が問題とした国家神道とは、いわゆる制度としての国家神道であつたとの歴史的経緯からも明らかである。

従つて、政教分離との関わりにおいて対象とすべき「国家神道」とは、あくまで先に述べた「制度としての国家神道」とどめるべきであらう。しかし、この意味の国家神道が戦後消滅したことは自明であり異論の余地はないと思われる。

(1) 最一小判平成五・一〇・二八判例集未登載。

(2) 東京高判平成二・九・二六行裁判集四一巻九号一五二八頁。

(3) 拙稿「政教分離訴訟をめぐる判例の動向」『愛媛法学会雑誌』第二十卷第三・四合併号(平成六年)、五七頁以下。

- (4) 拙著「憲法と政教分離」(平成三年)所収「第五章 箕面忠魂訴訟一審判決をめぐって」一五一頁以下参照。
- (5) 大石教授も、最高裁判決の立場を「文言の上からも制憲史に照らしても、それ自体として支持できるもののように思われる」と述べておられる(大石眞「最新判例批評三二」)「判例時報」一四八二号、一七八頁。
- (6) 拙著・前掲所収「第八章 愛媛県玉串料訴訟一審判決をめぐって」二三八頁以下。
- (7) 同右、二五五―二五九頁。
- (8) Grand Rapids School District v. Ball, 473 U.S. 373 (1985).
- (9) 拙著・前掲二五二―二五五頁、二六六―二六八頁。
- (10) 初宿教授も、「勝訴した被告からの上告を封じて、本判決の違憲判断を確定させるねらいがあったのかもしれない」としている(初宿正典「岩手靖国住民訴訟控訴審判決と違憲審査権の行使」『ジュリスト』一九九一年六月一日号、四二頁)なお、教授も玉串料等の支出を違憲とした本判決の立場は支持しつつ、このような「ねじれ判決」の手法を批判し、「本判決のような結論を導くのであれば、何故かくまでも詳細な判示をもって本件支出の違憲性を論証する必要があったのであろうか、疑問の残るところである」と述べておられる(同、四三頁)。
- (11) 拙稿「靖国神社に公式参拝と憲法判断」『法律のひろば』一九九二年十一月号五八―五九頁。
- (12) 拙稿「新穀献納行事訴訟判決の意義」『神道史研究』第四二卷第二号(平成六年)、二頁以下参照。
- (13) 大原康男「新嘗祭献穀の意義と歴史」『国学院大学日本文化研究所紀要第六十四輯』(平成元年)三〇頁以下。
- (14) 大分地判平成六・六・三〇判例自治二二八号三七頁。
- (15) 大石眞「最新判例批評六四」『判例時報』一四五五号(一九九三年)一八九頁。
- (16) 高橋和之「憲法判断回避の準則」菅部信喜編『憲法訴訟第二巻』(昭和六二年)一三頁。
- (17) 詳しくは、拙稿「政教分離と少数者の信教の自由」『比較憲法学研究』第三号(一九九一年)、十八頁以下。
- (18) 取りあえず、拙著・前掲二四―三五頁参照。

〔別表〕

政教分離訴訟（主要判例）の動向（●地裁 ○高裁 ◎最高裁）

平成3年	平成2年	平成元年	昭和60年代	昭和50年代	合憲	違憲
○大阪地蔵像訴訟（大阪高判 平成3・3・26）	○千葉県仏式町民葬訴訟（東京高判 平成2・9・26）		●大阪地蔵像訴訟（大阪地判 昭和61・5・30） ●岩手靖国訴訟（盛岡地判 昭和62・3・5） ○箕面忠魂碑・慰靈祭訴訟（大阪高判 昭和62・7・16） ●殉職自衛官合祀訴訟（最大判 昭和63・6・1） ●箕面遺族会補助金訴訟（大阪地判 昭和63・10・14） ●千葉県仏式町民葬訴訟（千葉地判 昭和63・10・31）	◎津地鎮祭訴訟（最大判 昭和52・7・13） ○南延岡駅神棚訴訟（福岡高裁官崎支部判 昭和55・5・30）		●殉職自衛官合祀訴訟（山口地判 昭和54・3・22） ●箕面忠魂碑訴訟（大阪地判 昭和57年・3・24） ○殉職自衛官合祀訴訟（広島高判 昭和57・6・1） ●箕面慰靈祭訴訟（大阪地判 昭和58・3・1）
〔○岩手靖国訴訟（仙台高判 平成3・1・10）（傍論）〕	●長崎忠魂碑訴訟（長崎地判 平成2・2・20）（一部違憲）	●愛媛県玉串料訴訟（松山地判 平成元・3・17）				

わが国における政教分離判例の動向(百地)

平成 7年	平成 6 年	平成 5 年	平成 4 年
<p>14) ○四国霊場八十八ヶ所お砂踏み館訴訟(高松高判 平成7・3・14)</p>	<p>13) ●四国霊場八十八ヶ所お砂踏み館訴訟(徳島地判 平成6・5・13) ○兵庫県篠山町遺族会補助金訴訟(大阪高判 平成6・6・2) ●大分県「主基齋田菟穂の儀」参列訴訟(大分地判 平成6・6・30) ○箕面遺族会補助金訴訟(大阪高判 平成6・7・20)</p>	<p>●笑面忠魂碑・慰霊祭訴訟(最三小判 平成5・2・16) 〔○播磨靖国訴訟(大阪高判 平成5・3・18)(棄却、但し憲法判断なし)〕 ○千葉県公立高校神棚訴訟(東京高判 平成5・7・29) ●滋賀県新穀献納行事訴訟(大阪地判 平成5・10・25) ●兵庫県篠山町遺族会補助金訴訟(神戸地判 平成5・10・25) ●千葉県仏式町民葬訴訟(最一小判 平成5・10・28)</p>	<p>○愛媛県玉串料訴訟(高松高判 平成4・5・12) ●鹿児島大嘗祭訴訟(鹿児島地判 平成4・10・2) ●大阪地蔵像訴訟(最一小判 平成4・11・16) 〔●大阪即位の礼・大嘗祭訴訟(大阪地判 平成4・11・24)(却下)〕 ●千葉県公立高校神棚訴訟(千葉地判 平成4・11・30) ○長崎忠魂碑訴訟(福岡高判 平成4・12・18)</p>
<p>〔○大阪即位の礼・大嘗祭訴訟(大阪高判 平成7・3・9)(傍論)〕</p>			<p>〔○大阪靖国訴訟(大阪高判 平成4・7・30)(傍論)〕</p>